

平成30年度 第7回大島町農業委員会総会議事録

平成30年度定例大島町農業委員会が、平成30年10月24日（水）午前10時より大島町3階第3会議室にて開催された。

1、農業委員会委員は、次の通り

- | | | | | |
|---------|--------|--------|---------|---------|
| 1、土屋茂 | 2、小坂一雄 | 3、新保鐵雄 | 4、五十嵐初代 | 5、中村富長 |
| 6、澤田波夫 | 7、伊藤潔 | 8、春木望 | 9、向山吉昭 | 10、笠間隆夫 |
| 11、山本政一 | | | | |

2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- | | | | |
|--------|---------|--------|--------|
| 1、吉田義孝 | 2、山下ひとみ | 3、篠原万千 | 4、志村貞昭 |
|--------|---------|--------|--------|

3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

- | | | | |
|------|--------|--------|-------|
| 農業委員 | 5、中村富長 | 6、澤田波夫 | 7、伊藤潔 |
|------|--------|--------|-------|

4、出席職員は次の通り

- | | |
|------|------|
| 中田太 | 産業課長 |
| 山田貴訓 | 農業係長 |
| 本間百展 | 主事 |

5、付議された案件

- 日程第1： 会長報告
日程第2： 農地の権利移動の許可について
日程第3： その他

6、本日の書記は次の通り

- | | |
|----|------|
| 主事 | 本間百展 |
|----|------|

土屋議長 それでは、平成30年度第7回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は11名中8名、欠席委員は3名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお推進委員の方は4名中4名参加していただいています。それでは、本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご異議ございませんか。

(～異議なしの声 多数～)

異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は8番委員と9番委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の本間氏を指名いたします。それでは日程第1「会長報告」です。事務局より説明をお願いします。

事務局(本間) 農地の転用に関する照会書についてです。申請人は□▲丁目▲番地の▲□▲、○○。申請地は2筆ありますので順番に説明させていただきます。1つ目は□▲番▲。登記上の地目は畑。現況は宅地となっております。面積は▲㎡です。現地調査は10月4日木曜日に新保委員、山本委員、春木委員の3名と事務局が行いました。現地は長年にわたり耕作されておらず、現在は隣接する宅地の一部となり庭、車庫に使用されています。農地性はなく、地目の変更についてはやむを得ない状況です。2つ目は□▲番▲。登記上の地目は畑。現況は□となっております。面積は▲㎡です。現地は、昭和48年に農地法第4条の転用許可を受けており道路を建設後に地目変更をせず、現在に至っていることが判明しました。このことから、地目の変更については許可条件のと通りの転用のため、やむを得ない状況です。次のページをご覧くださいと申請地への案内図となっております。申請地は、□から□方面へ約▲m進んだ進行方向右手に位置します。次のページをご覧くださいと現地の写真となっております。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。この件につきましてご異議のある方は「その他」でお願いいたします。続きまして日程第2「農地の権利移動の許可」について議案第5号を上程いたします。事務局から議案第5号の朗読及び内容の説明をお願いします。

事務局(本間) 説明させていただきます。申請人及び譲受人は□▲番地、○○、▲歳。譲渡人は□▲番地▲、○○、▲歳。申請地は、□▲番、面積は▲㎡。申請事由ですが、譲受人である○○は譲渡人の○○より申請地を無償にて取得し、キヌサヤとアシタバを栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者1名、労力状況につきましては、労働力男1名。次のページをご覧くださいと、申請地への案内図となっております。申請地、□▲番は、□から□側に約▲m進んだ進行方向左側です。次のページをご覧くださいと申請地の公図となります。説明は以上です。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。9番。

向山委員 権利移動の許可についての補足説明をいたします。10月21日、日曜日に地元委員の小坂さん、中村さん、私の3名にて申請地の調査、見まわりをいたしました。その結果3委員とも申請通り異議なしと認めましたので、各委員の方々もよろしくお願いいたします。申請地の隣接地、北側は都道を挟んで普通畑と農振地域、東側は沢を挟んで普通畑と宅地、南側は宅地と普通畑、西側は普通畑です。申請地内は周りを樺の木の大木に覆われる防風林となっており、日当たりも良く日照時間も長く、平らで最良の畑です。心配なのは海岸に近いので、塩害が少し気になります。畑内は更地で綺麗になっており、約10坪の農作業小屋が1棟建っております。バナナの木が1本生っており、実が2房くらいついていました。作付けは先ほど事務局の説明したとおり、キヌサヤとアシタバその他の野菜類を作付けするとのこと。申請地の場所は事務局の説明したとおりです。以上で補足説明を終わります。1つ事務局に聞きたいのですが、▲の西側に細い道がありますが町道ですか。

事務局(本間) すみません、道路がどこの管轄か今答えることができないのですが。

向山委員 下が宅地になって2、3件家が建っているのですが、そこに家庭用の水道を設置して住んでいます。そこで検針をやるのですが、普通の人が通ったりしています。私道ってことではないですね。

事務局(課長) 公図を見ると道って書いてあるので、町が管理する道だと思います。

土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(～全員 挙手～)

全員賛成ですので、議案第5号は、原案のとおり承認いたします。続きまして、日程第3「その他」について、事務局より説明をお願いします。

事務局(本間) その他について説明します。「第45回農業委員会等功労者並びに平成30年度農業功労者表彰事業の実施について」というものが、東京都農業会議より来ております。こちらの方で調べさせて頂いて、もし表彰対象でしたらその旨を東京都農業会議へ回答したいと思います。また、農業功労者ですが、こちら最後の資料の農業功労者に対する感謝状細則がございまして、地域農業の振興に貢献されてきた農業者であり、農業者グループ活動や経営者運動等の活動で功労のあった農業者、年齢が60歳以上であること等が対象とされていますので、もし該当する方がいらっしゃいましたら、今月末までに事務局にご連絡下さい。よろしく願いいたします。2点目になりますが、活動記録カードの裏に活動場所の記入のない方がいらっしゃいますので、記入を必ずしていただきたいと思います。裏に書いてある活動場所を元に交通費等の精算を行っておりますので、活動場所が記入されていない方は交通費の支払いができなくなってしまいます。利用状況調査等で複数箇所回られている方は自宅の場所から一番遠い畑のみ書いていただければ結構ですので、よろしく願いいたします。3点目になりますが、農業委員会の公募を予定しております。11月の中旬頃から公募ができるように進めているところです。皆様よろしく願いいたします。4点目になりますが、先月の議案で質問のありました緑化計画についてです。緑化計画の木の面積、木の本数につきましては10㎡あたり高木1本、中木2本、低木3本以上を標準として計算をします。高木の基準といたしましては2m以上の樹木、通常の成木の高さが3m以上である樹木、中木としましては植栽時に1.2m以上の樹木で通常成木の高さが2m以上ある樹木。低木は高木、中木以外で植栽時の高さが0.3m以上の樹木。草花等は過年草に限る、となっております。既存の樹木は可能な限り活かし、実の生る木や草花、水辺の配置、昆虫や鳥など生物多様性への配慮、多彩な緑化を行ってくださいというような文言があります。緑化の際に環境省指定の要注意外来生物リストに掲載されている程は使用しない等の決まりがあります。詳しいことが知りたい方は資料を用意しておりますので、ご覧になりに来てください。以上になります。

土屋議長 ありがとうございます。その他で何かありますか。視察のことをやってもらわないと、事務局お願いします。

- 事務局(本間) 今日の視察で資料を入れさせていただいたのですが、この後新規就農者の圃場見学に行きたいと思います。場所が分かる方はご自身で先に行ってください構いません。場所が分からない方がいらっしゃいましたら、事務局が案内いたしますので、一緒に。
- 向山委員 大体の場所は何処ですか。
- 事務局(本間) 口の近くです。
- 山本委員 中央トンネルを潜って直ぐ右側。
- 向山委員 中央トンネルっていうと愛宕山の。
- 小坂委員 教習所の下を真っ直ぐ行くとトンネルがあるでしょう、下を潜って直ぐ右側がそうです。
- 土屋議長 その他何かありますか。
- 小坂委員 表彰する人は誰かいないのですか。
- 事務局(本間) 農業委員会の表彰に関しましては該当なしです。
- 小坂委員 一般の方は。
- 事務局(本間) 農業者の表彰に関して推薦はこちらからは特になくて、皆様から対象の方がいましたらお願いします。
- 土屋議長 はい、9番。
- 向山委員 キョンの網ですが、前はグリーンの色でしたが最近は目の悪い私が見ると見えないような網で、よく畏にかかっている。今までのグリーンはよく滑って弾むような感じだった。
- 春木委員 畏ですよ。
- 土屋議長 畏ではなくて、黒い網は東京都ですね。
- 向山委員 町の方からでもいいのですが、支庁に伝えてもらえないですか。都道にはかかっている町道の皆が通るところにかかっている。首にかかって暴れたりして、かかっているのを見ると見辛い。なるべく一般の人が車で通らない早朝に見回りをするようにしていただきたい。
- 事務局(山田) 支庁に言って業者に行ってもらうようにします。
- 向山委員 差木地の林道の方は毎日のようにかかっています。
- 土屋議長 その他何かございますか。特にないようですので、これをもちまして第7回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員